

○選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額

昭和37年5月25日選挙管理委員会告示
第17号

目 次

標題	
発令	
改正沿革	
題名	
前文	
目 本則	
	三
	三
	三
	四
目 制定附則	
	1
	2

選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額